

「多様な食文化に対応した飲食店の受入環境整備事業」公募仕様書

1 目的

本業務は、以下に示す業務を実施することにより、多様な食文化を有する外国人旅行者に対応できる県内の飲食店・宿泊施設の充実を図り、本県を訪れ、県内各地を周遊する旅行者の満足度を一層向上させることを目的とする。

2 業務名

多様な食文化に対応した飲食店の受入環境整備事業

3 委託期間

契約日～令和7年3月31日

4 業務内容

(1) 食の多様性を普及・啓発するためのセミナーの開催（2回）

ハラール・ヴィーガン等の食の多様性を普及・啓発するためのセミナーを実施すること。また、最低1回は、ハラール・ヴィーガン等に対応した福岡ならではのメニューを参加者全員が試食できる機会を設けること。

■実施内容

開催日程：6～7月中を想定（2回）※2回とも異なる内容とすること。

参加対象：県内の飲食店、宿泊施設、観光関連施設、食品関連卸売、食品製造業等

参加者数：各回100名程度

開催場所：参加者にとって利便性のよい会場での開催とすること（博多、天神を想定）

※試食を実施する会場は、飲食の提供にふさわしい会場とすること。

開催方法：リアル及びオンラインのハイブリッド開催とすること。

※セミナーの内容は撮影を行い、後日、動画のアーカイブ配信も行うこと。

■参加者募集方法

- ・食の多様性を普及・啓発する福岡県ならではの魅力的なキャッチコピー（必須）やロゴマーク（任意）を制作するとともに、それらを活用して募集チラシ及びポスターを作成すること。
- ・WebサイトやInstagram等のSNSやチラシ・ポスターの配付を通じて、飲食店や宿泊施設等へ幅広く周知すること。

■運営業務

- ・セミナー資料及びアンケート、セミナー時の事務局運営マニュアルを作成すること。本事業で使用する資料の内容は、事前に県と協議の上、決定すること。
- ・各回の参加者の募集・取りまとめや当日の受付、アンケート集計等のセミナー開催に係る一切の事務局運営業務を行うこと。

■留意事項

- ・キャッチコピーやロゴマークは、県及び委託事業者が広報活動等に使用することを想定している。デザインはオリジナルの未発表作品とし、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。知的財産権に関して生じた問題について、福岡県は一切の責任を負わない。
- ・キャッチコピーやロゴマークに関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、福岡県に帰属するものとする。また、同一性保持権（著作権法第2

0条)及び著作権者人格権その他一切の権利を行使しないこと。一部修正・翻案を福岡県に認めること。

(セミナーのテーマ例)

- ・ハラール・ヴィーガン等の基礎知識とターゲットに届く情報発信方法
- ・食の多様性に対応したメニュー開発のポイント
- ・食の多様性に対応した調味料等の紹介
- ・福岡県内で多様な食文化に対応している事業者の事例紹介 等

(試食メニュー例(令和5年度提供実績(ヴィーガン対応メニュー全6品))

- ・LAのイベントでキャンセル待ち2500人!とんこつラーメンスープ
- ・海外からのお客様がみんな食べる鰻重
- ・福岡の蓮根で作るつくね
- ・キノコの旨味たっぷりうどん出汁
- ・薬膳がめ煮
- ・本当に乳・卵・酒不使用?と疑うスイートポテト

(2)メニュー開発に向けた個別支援の実施(20事業者×アドバイザー派遣各3回以上)

- ・(1)のセミナー参加者のうち特に食の多様性対応に意欲的な20事業者程度を対象に、個別にアドバイザーを派遣し、食の多様性に対応したメニュー開発に向けた伴走支援を行うこと。なお、支援にあたっては、福岡ならではのメニューや県産食材の活用を意識すること。
- ・令和6年度中にメニュー化を実現させるため、各事業者の特性や組織体制、要望を考慮した柔軟な支援(スケジュール調整含む)を行うこと。また、アドバイザー派遣(1事業者につき最低3回)に加えて、適宜、メール・電話等による相談にも応じること。
- ・1回目の支援後、事業者ごとにメニュー開発支援計画を作成し、県へ提出すること。

■支援内容

支援期間:(1)のセミナー後~2月末日までを想定

※(3)の取組を周知し、開催時期を意識した支援を行うこと。

支援対象:県内の飲食店、宿泊施設、観光関連施設、食品関連卸売、食品製造業等

※(1)のセミナー参加者に限る

■支援対象事業者の選定方法

募集方法:メニュー開発支援申込書を作成し、セミナー参加者を対象に募集を行うこと。申込者に対し、開発希望メニューなど具体的な支援希望内容をヒアリングすること。

募集期間:(1)のセミナー後、2週間程度を想定

※支援希望事業者が20者を下回った場合、募集期間を延長

支援対象者決定方法:県と受託者が協議の上、決定

■運営業務

- ・支援対象事業者とのスケジュール調整等、個別支援に係る事務局運営業務を行うこと。
- ・支援終了後、支援対象事業者に対してアンケートを実施し、結果をとりまとめて県に報告すること。アンケートの内容は、事前に県と協議の上、決定すること。

(支援内容例)

- ・福岡県産食材や各事業者の福岡ならではの既存メニューを生かしたレシピ開発支援

- ・食材、調味料などの仕入先開拓支援
- ・メニュー表、ハラールやヴィーガンに係るポリシー作成支援
- ・ハラール・ヴィーガン等の対応レストラン掲載サイトへの登録支援 等

(3) 新メニューの試食等の機会の提供（2回程度）

（2）の支援対象事業者が開発した新メニューの客観的な感想やニーズを把握し、実店舗での提供に生かすため、試食やテスト販売の機会を提供すること。

■実施内容

対象者：原則として、（2）の全支援事業者

実施時期：11月（秋頃）～2月を想定

■周知方法

- ・（1）で制作したキャッチコピーやロゴマークを活用し、チラシを制作すること。
- ・WebサイトやInstagram等のSNSやチラシ配付など、イベント等の対象者に応じた効果的な手法で、幅広く周知すること。

■運營業務

- ・イベント内容に応じて必要となる諸手続きや、イベント実施において必要な人員、設備など運営体制の確保、関係事業者との調整、精算などイベント運営に係る一切の事務局運營業務を行うこと。
- ・試食者等に対してアンケートを実施し、結果をとりまとめて、県に報告すること。アンケートの内容は、事前に県と協議の上、決定すること。

（想定される試食等の機会の例）

- ・ベジタリアンやムスリムを対象としたモニター試食会
 - ・自治体等が主催する観光振興・農林水産振興イベント、民間のフードマルシェやフードフェスティバルにおける試食・テスト販売
- ※イベント等への出展を行う場合で固定出店料や水道光熱費等が必要となる際は、受託者が費用を負担すること。ただし、変動出店料(売上歩合等)や食材等の提供メニューに係る直接的な経費は、（2）の支援対象事業者が負担。

(4) 横展開の実施

①事例集の作成

県内飲食店、宿泊施設等の参考となるよう、食の多様性対応の取組みを行った事業者の取組み等を紹介する事例集を作成すること。

（事例集の内容例）

- ・メニュー開発支援事業者の取組紹介
- ・食の多様性に対応したメニューの参考レシピや店舗運営マニュアル 等

②食の多様性に対応した店舗リーフレット等の作成

県内ホテルコンシェルジュデスクや、全国の旅行会社へ店舗を周知するためのリーフレット等を作成すること。なお、リーフレット掲載対象は、令和5・6年度の本事業のメニュー開発支援対象事業者とする。

(5) 報告業務

①定期報告

- ・(1)の業務に関して、セミナー実施前に、県にセミナー内容等を協議するとともに、申込状況や進捗状況、実施結果等を報告すること。
- ・(2)の業務に関して、派遣するアドバイザーの選定理由や個別支援の内容、進捗状況を、県に協議・報告すること。
- ・(3)の業務に関して、イベント実施前に、県に実施内容等を協議するとともに、進捗状況や実施結果等を報告すること。
- ・本事業全体の進捗状況を、毎月1回、県に報告すること。
- ・適宜、県と協議（対面を主とする）して、議事録を作成し県に報告すること。

②実績報告

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式任意）を提出して検査を受けること。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務の成果
- ・委託業務収支決算（計算）書
- ・委託業務にかかる支出の費目別内訳
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- ・委託業務の実施により生じた成果物を目録化し、事業実績報告書とともに提出すること。

(6) 業務実施体制の確立

業務を円滑かつ継続的に実施するための体制を確立すること。また、県からの申し入れ事項には、迅速かつ柔軟に対応すること。

5 企画提案を求める事項

以下の項目について企画提案書を作成すること。

- ・作成にあたっては、別添「企画提案公募要領」を参照のうえ提出すること。
- ・提案にあたっては、統計情報や各種レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めること。

(1) 食の多様性を普及・啓発するためのセミナーの開催

- ・想定する開催日程、会場、内容など具体的な実施内容
- ・起用する講師や試食会シェフの経歴や食の多様性に関する知見、選定理由
- ・試食メニュー（6品程度）
- ・事業の具体的な周知方法（例：食関連イベントを活用したチラシ配布等）及び周知先
- ・食の多様性を普及・啓発する福岡県ならではのキャッチコピー（必須）やロゴマーク（任意）

(2) メニュー開発に向けた個別支援の実施

- ・個別支援（申込～メニュー開発完了まで）の具体的な実施内容
- ・起用するアドバイザーの経歴や食の多様性に関する知見、選定理由
- ・支援対象事業者の募集のための具体的な周知方法

(3) 新メニューの試食等の機会の提供

- ・ 想定する試食イベントや開催場所、対象者数など具体的な実施内容
- ・ 事業の具体的な周知方法及び周知先

(4) 横展開の実施

- ・ 事例集の具体的な掲載内容
- ・ 食の多様性に対応した店舗リーフレット等の具体的な掲載内容

(5) 独自提案事項

- ・ 業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要又は効果的と考える事柄があれば提案すること。また、独自提案であることが分かるよう、企画提案書にその旨を明記すること。

6 履行期限

令和7年3月31日

7 その他

(1) 秘密の保持

受託者は、本業務を履行する上で知り得た情報を機密事項として扱い、目的外の利用、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成16年12月27日福岡県条例第57号）を遵守しなければならない

(3) 再委託の禁止

原則、第三者への再委託を禁止する。ただし、事前に文書により福岡県と協議し、承認を得た場合は、第三者に委託をすることができる。

(4) その他

本委託事業に関する詳細な仕様および本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が生じる場合は、両者協議により業務を進めるものとする。